

# 忘れていませんか？下請法対策 ～地雷を踏まないための5つのポイント～

2013年6月8日

Kein物流改善研究所

仙石恵一

# はじめに

- 企業コンプライアンスに対するニーズは高まる一方です。
- しかしコンプライアンスに対する活動を積極的に行っている会社は必ずしも多いとは言えません。
- それは何故でしょうか？
- 工数不足？知識不足？それとも認識不足ですか？
- 今まで業務に支障が無かったからと言って、疎かにしているといずれ地雷を踏むことにつながります。
- ぜひこの機会にコンプライアンスについて真剣に考えてみませんか？

# 知っておくべき5つのポイント

1. 下請法の目的を知ろう
2. 公正取引委員会による調査を知ろう
3. 最近の勧告事例を知ろう
4. 下請法の内容を知ろう
5. 日常の留意点を知ろう
6. まとめ

# 1. 下請法の目的を知ろう

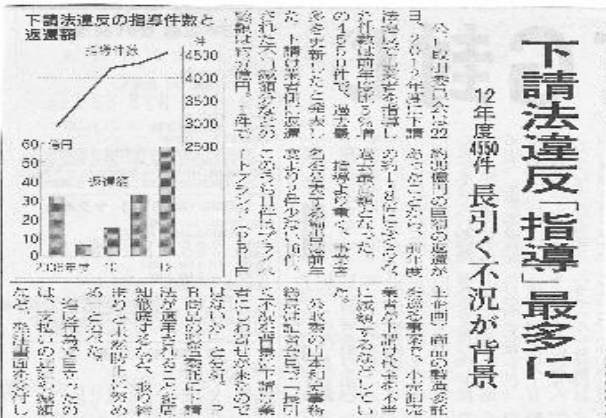
# (1) 下請法の目的

下請法とは下請代金支払遅延防止法の略。  
その趣旨は以下の通り。

**第一条** この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

要は親事業者の一方的な都合で下請代金の支払いが遅れたり、下請代金を不当に引き下げたり、下請事業者が不利に取り扱われることを防止すること。

# 最近の新聞報道より



## 【概要】

2012年度公取による指導件数 前年度比5%増の**4,550件**で過去最多。

下請事業者に変換された総額 **約57億円**と過去最多。

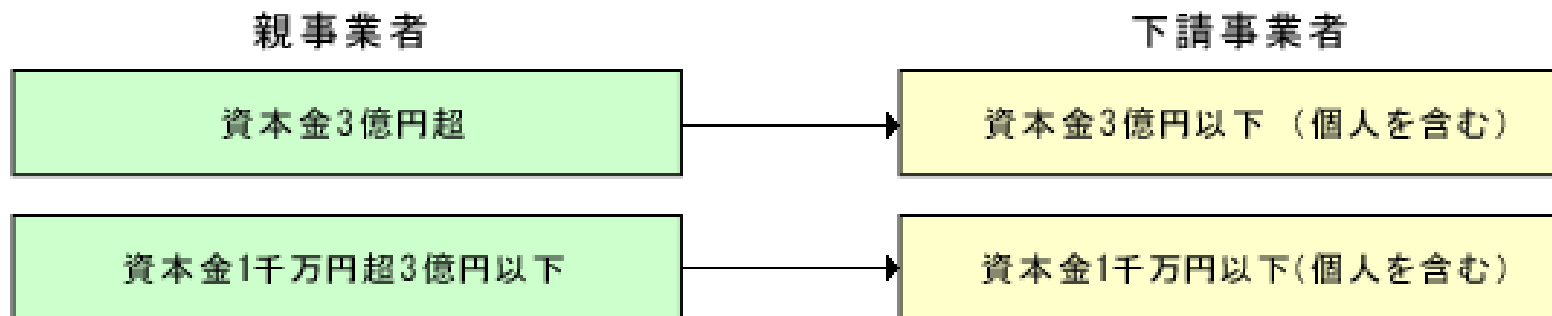
事業者名を公表する勧告は前年度より2件少ない**16件**。

勧告16件の内11件は**プライベートブランド商品の製造委託**。

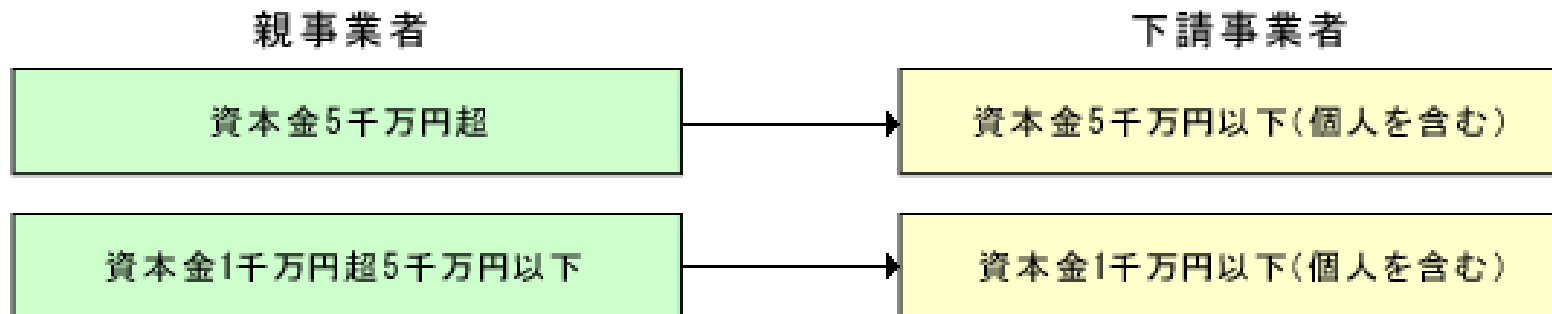
## (2) 下請法の概要

### 1) 親事業者・下請事業者の定義

①物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合



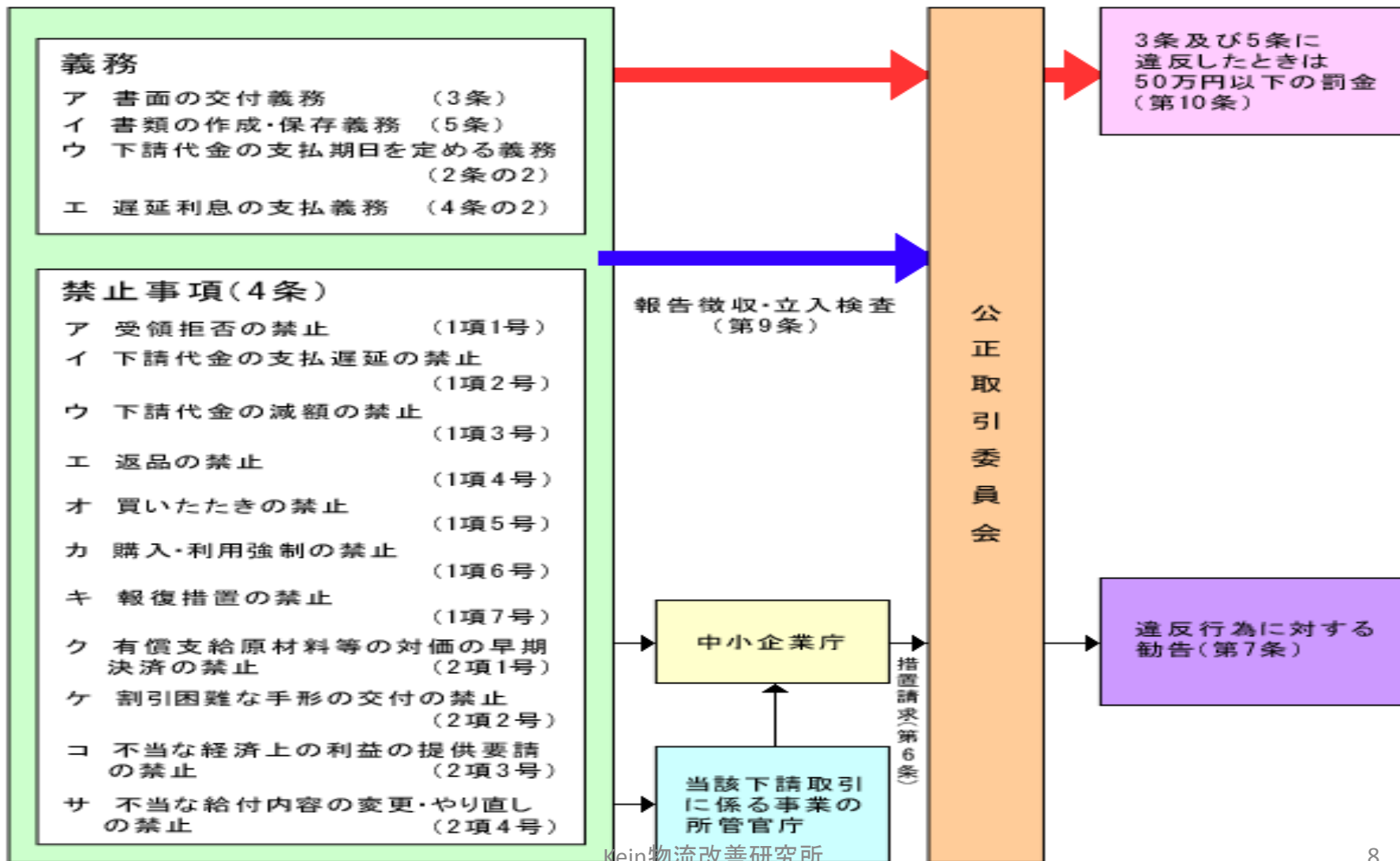
②情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（(1)の情報成果物・役務提供委託を除く。）



輸送の委託は役務提供委託に相当する。

# (2) 下請法の概要

## 2) 親事業者の義務と禁止事項





## 2. 公正取引委員会による 調査を知ろう

## (1) 定期書面調査

- 公正取引委員会は定期的に「親事業者」と「下請事業者」に対して書面による調査を実施している。
- 親会社への立ち入り調査の元資料とされると考えられる。
- 下請事業者への書面調査から「リスクが感じられる」親事業者に立ち入り調査が入ると考えられる。
- 毎年「テーマ」が決められている節がある。例えば今年は「運送事業者」、来年は「金型製作事業者」など。
- 書面調査は6月中旬発送、7月中旬回答納期。
- 立ち入り調査は8月上旬から数カ月かけて実施。

## (2) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて

平成20年12月17日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)に違反し下請事業者に重大な不利益を与えた親事業者に対して、下請法第7条の規定に基づき、下請事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採ることなどを勧告することとしているところ、最近、下請法違反行為を行っていた親事業者が当委員会に対して自発的に違反行為を申し出た事案があった。

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することにかんがみ、当該事案については、以下のような事由が認められたことから、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとした。

今後、当該事案と同様の自発的な申出が親事業者からなされ、かつ、以下のような事由が認められた場合には、親事業者の法令遵守を促す観点から、同様の取扱いをすることになる。

- 1 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

(注) 下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

### (3) 荷主と物流事業者との取引に関する 書面調査

- 公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」という。)を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。
- 平成24年度上半期においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主7,704名及び物流事業者13,759名を対象とする書面調査を実施した。
- また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施している。

# 3. 最近の勧告事例を知ろう

# (1) 運送事業者に対する勧告事例

## 1) 株式会社DNPロジスティクスに対する件

貨物運送に係る役務提供委託に関し、(1)「管理料」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額若しくは一定額を、(2)手形期間分の金利相当分として現金による支払を行うために必要とされる自己資金に係る預金金利相当額を超える額を、それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(54名に対し、総額5945万6401円を減額(勧告前に自主返還))。

■ 第4条第1項第3号(減額の禁止)

# (1) 運送事業者に対する勧告事例

## 2) 旭流通システム(株)に対する件

荷主から請け負う貨物の運送又は倉庫における貨物の仕分作業等の委託に関し、下請事業者に対し、運送ルートの見直しや倉庫内の商品配置の見直し等について改善提案を行ったことによりコスト削減効果が生じたとして、下請事業者におけるコスト削減の実態にかかわらず、旭流通システムが算出したコスト削減額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。  
(9名に対し総額2465万3977円を減額)

■ 第4条第1項第3号(減額の禁止)

# (1) 運送事業者に対する勧告事例

## 3) 濃飛西濃運輸(株)に対する件

貨物運送に係る役務提供委託に関し、「単価修正額」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引き、さらに、「単価修正」と称して下請代金から前記「単価修正額」等と称して差し引いた金額が30万円以上の場合には同金額の1000円未満の端数の額を差し引くことなどにより、下請代金の額を減じていた。

(159名に対し、総額3341万9511円を減額)

■ 第4条第1項第3号(減額の禁止)



## (2) 製造業に対する勧告事例

### 1) マツダ(株)に対する件

乗用車及びトラックに使用する部品の製造委託に関し、**単価改定の合意日前に発注した部品について単価改定後の単価をさかのぼって適用し**、単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

(58社に対し、総額7億7863万9485円を減額)

■ **第4条第1項第3号(減額の禁止)**

### (3) その他の平成24年度上半期における 主な指導事件

- 貨物の運送を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者が役務を提供してから60日を超えて下請代金を支払っていた。(下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号))
- 貨物の運送を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者に対し、「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。(下請代金の減額(第4条第1項第3号))
- 貨物の運送を下請事業者に委託しているf社は、燃料価格が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。(買ったとき(第4条第1項第5号))
- 貨物の運送を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える(125日)手形を交付していた。(割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号))

## (4)まとめ

- 勧告はほとんどが「**第4条第1項第3号(減額の禁止)**」に関するものである。
- 勧告は新聞報道されるので要注意。また公正取引委員会のホームページには何年間にもわたり掲載されることになる。
- 価格改定時の合意時点からのさかのぼり改定は違法となる。
- 運送業に対する勧告は毎年必ずある。
- 役務提供(納入日)から60日過ぎてからの支払については指導対象が多い。(勧告まで至らず)

# 4. 下請法の内容を知ろう

# (1) 対象となる取引

## ■ 製造委託

製造委託とは、物品を販売し、または製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランドなどを細かく指定して、他の事業者には物品の製造や加工などを委託すること。ここで言う物品とは「動産」のことを指しており、家屋などの建築物は対象に含まれない。

## ■ 修理委託

物品の修理を業として行っている事業者が、修理を他の事業者には委託すること。自社で使用する物品を業として修理を行っている事業者が、その物品の修理を他の事業者には委託すること。ただし、建設業法に規定されている建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。

# (1) 対象となる取引

## ■ 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託とは、情報成果物の提供や作成を業として行っている事業者が、情報成果物の作成を他者へ委託すること。

情報成果物とは、プログラム、映画・放送番組その他撮影又は音声その他の音響により構成されるもの、文字・図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（設計図、ポスターのデザインなど）を言う。

## ■ 役務提供委託

運送やビルメンテナンスなどをはじめ、各種サービスの提供を営む事業者が、請け負った役務を再委託すること

## (2) 親会社の4つの義務

### 1. 書面の交付義務(第3条)

親事業者は、発注に際して下記の具体的記載事項を**すべて記載している書面(3条書面)**を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

#### 【3条書面に記載すべき具体的事項】

- (1) 親事業者及び下請事業者の名称(番号, 記号等による記載も可)
- (2) 製造委託, 修理委託, 情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- (3) 下請事業者の給付の内容(委託の内容が分かるよう, 明確に記載する。)
- (4) 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は, 役務が提供される期日又は期間)
- (5) 下請事業者の給付を受領する場所
- (6) 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は, 検査を完了する期日
- (7) 下請代金の額(具体的な金額を記載する必要があるが, 算定方法による記載も可)
- (8) 下請代金の支払期日
- (9) 手形を交付する場合は, 手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期
- (10) 一括決済方式で支払う場合は, 金融機関名, 貸付け又は支払可能額, 親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- (11) 電子記録債権で支払う場合は, 電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- (12) 原材料等を有償支給する場合は, 品名, 数量, 対価, 引渡しの期日, 決済期日, 決済方法

## (2) 親会社の4つの義務

### 2. 支払期日を定める義務(第2条の2)

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、下請代金の支払期日を物品等を**受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)**から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める義務がある。





## (2) 親会社の4つの義務

### 3. 書類の作成・保存義務(第5条)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は給付の内容、下請代金の額等について記載した書類(5条書類)を作成し2年間保存する義務がある。

【5条書類に記載すべき具体的事項】

- (1) 下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)
- (2) 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- (3) 下請事業者の給付の内容(役務提供委託の場合は役務の提供の内容)
- (4) 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をする期日・期間)
- (5) 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者から役務が提供された日・期間)
- (6) 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- (7) 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- (8) 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- (9) 下請代金の支払期日
- (10) 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- (11) 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- (12) 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- (13) 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- (14) 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- (15) 原材料等を有償支給した場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- (16) 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- (17) 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

## (2) 親会社の4つの義務

### 4. 遅延利息の支払義務(第4条の2)

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して**60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間**について、その日数に応じ当該未払金額に**年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務があります。**

# (3) 親会社の11の禁止事項

## 1. 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに**受領を拒む**と下請法違反となる。

## 2. 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)

親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して**60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わない**と下請法違反となる。

## 3. 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず**発注後に減額する**と下請法違反となる。

## 4. 返品 of 禁止(第4条第1項第4号)

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者にある場合において、**受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品する**と下請法違反となる。

## (3) 親会社の11の禁止事項

### 5. 買ったたきの禁止(第4条第1項第5号)

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対して**通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めること**は「買ったたき」として下請法違反となる。

### 6. 購入・利用強制の禁止(第4条第1項第6号)

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、**親事業者の指定する製品(自社製品を含む)・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用させて対価を支払わせたりする**と購入・利用強制となり、下請法違反となる。

### 7. 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して**取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをする**と下請法違反となる。

### 8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号)

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのにこの**有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除(相殺)したりする**と下請法違反となる。

# (3) 親会社の11の禁止事項

## 9. 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、支払期日までに一般の金融機関で**割引引くことが困難な手形**を交付すると下請法違反となる。

## 10. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)

親事業者が、下請事業者に対して、**自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること**により、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

## 11. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条第2項第4号)

親事業者が下請事業者に責任がないのに、**発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせること**により、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

# 5. 日常の留意点を知ろう

# (1) 下請法点検の実施

- 定期的に社内で下請法教育を実施している。
- 経営者が下請法の内容をおおまか理解している。
- 発注書(3条書面)を必ず発行している。
- 3条書面に必要記載事項が漏れなく記載されている。
- 記載漏れに関して「補充書面」を発行している。
- 受領から60日以内に支払を行っている。
- 下請会社から請求書が来ていないことを理由に支払を止めていることはない。
- 下請取引の価格改定はお互いよく話し合い、合意の上決定している。
- 価格改定時以前にさかのぼって改定価格での支払は実施していない。
- 期末等に原低とか協力金等の名目で支払額を減額していない。
- 下請会社に自社製品の購入を強要していない。
- 受入検査を行っていない場合において、いったん受け入れた製品を返却していることはない。
- 検査終了日を基点とした支払にはなっていない。

## (2) 下請法Q&A

Q1. メーカーが、ユーザーへの製品の運送を運送業者に外注した場合には、下請法の対象となりますか。

A1. メーカーがユーザー渡しの契約で製品を販売している場合、当該運送行為は製品の販売に伴い自社で利用する役務であるため、下請法の対象となる役務提供委託には該当しません。

下請法の対象となる役務提供委託に該当するのは、他人の所有物の運送を有償で請け負い、他の事業者に委託する場合に限られます。

Q2. 規格品、標準品の製造を依頼する場合、下請法の対象となる製造委託に該当しますか。

A2. いわゆる規格品、標準品であって、広く一般に市販されているものなど、実質的には購入と認められる場合は該当しません。しかし、規格品、標準品であっても親事業者が仕様等を指定して下請事業者はその製造を依頼すれば、下請法の対象となる製造委託に該当します。例えば、規格品の製造の依頼に際し、依頼者の刻印を打つ、ラベルを貼り付ける、社名を印刷する、規格品の針金、パイプ鋼材等を自社の仕様に合わせて一定の長さ、幅に切断するというような作業を行わせた場合等には製造委託として下請法の対象となります。

Q3. 労働者の派遣を受けることは、下請法の対象となりますか。

A3. 労働者の派遣を受け、自らの指揮命令の下で当該派遣労働者に業務を行わせることは、委託取引とは異なるので、下請法の対象とはなりません。



## (2) 下請法Q&A

Q5. 運送委託において、下請事業者からの配達報告が届いた時点を「役務を提供した日」としてよいですか。

A5. 「役務を提供した日」とは、当該役務が完了した日であり、報告書の届いた日ではありません。

Q6. 当社は、毎年上期(4月～9月)及び下期(10月～3月)の2回単価改定を行い、各期首に提供される役務から適用していますが、下請事業者との単価改定交渉が長引き、各期の半ばくらいの時点で合意することがあります。下請事業者とは各期首に提供される役務から新単価を適用するという合意が成立しており、期首から適用しても問題はありませんか。

A6. 新単価が適用できるのは、親事業者と下請事業者との協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からです。したがって、この場合は、新単価決定に係る合意日よりも前に既に発注した分に新単価を適用することとなるため、新単価が旧単価より引き下げられているのであれば、下請代金の減額(遡及適用)となります。各期首から新単価を適用するのであれば、各期首に提供される役務が発注される時点までに、新単価を決定して新単価で発注しておくことが必要となります。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはなりません。

## (2) 下請法Q&A

- Q7. 下請事業者の了解を得た上で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金の額から差し引いて支払うことは認められますか。
- A7. 発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められます。
- Q8. 有償支給原材料の支払代金の決済については、下請代金との相殺によらず、別途支払わせる方法でもよいですか。
- A8. 別途支払わせる方法でも問題ありませんが、有償で支給した原材料の代金を、これを用いて製造した製品の下請代金よりも早く支払わせてはいけません。
- Q9. 電話で注文をして、後日注文書を交付する方法は問題ありませんか。
- A9. 電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となります(下請法第3条により、発注に際して直ちに下請事業者が発注書面を交付しなければならないこととされています。)。緊急かつやむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要があります。この場合、直ちに当該書面を交付しなければならないことはいうまでもありません。

# 6. まとめ

## 6. まとめ

- 会社の収益優先でコンプライアンスなどかまっていられない、そんな暇があったら仕事をしろ！といった一昔前の言い訳は通用しない時代。コンプライアンス違反会社とは取引しない会社が増えてきている。
- 下請法はその名の通り「下請業者保護のための法律」である。内容に意見はあろうとも法律である以上、遵守するのは当然である。
- 「知らなかった」「私の解釈ではこうだった」はまるっきり通用しない。あくまでも条文をしっかりと読み、不明な点は公取に問い合わせをすることが重要。間違っても「勝手な解釈」をしてはならない。
- 自社内教育が難しければ外部教育、外部講師の派遣で対応すべき。無料セミナー、無料講師派遣の制度もある。
- 発注システムが3条書面項目を満たしていないのであれば、今日は手作業で対応すべき。システム改修までは是正せずに待っていることはご法度。
- 特に「下請代金の減額」は勧告の対象。思い当たる節があればすぐに直そう。
- 繰り返しになるが「言い訳」は全く通用しない。不備があれば直すのは「今」である。